

基本報酬および主な各種加算(就労定着支援) 令和6年度～

種類	単位数(1日)	
就労定着支援サービス費 I	3,348 単位	
就労定着企業連携等調整特別加算	240 単位	職場への定着支援について、支援開始1年間は対象者に対する支援回数も頻回なる傾向があるとともに雇用された企業、各関係機関との関係性を構築するなど、時間・労力を要することから就労定着支援利用を開始した日から起算して1年間限りの加算。
就労定着職場適応研修終了加算	120 単位	職場適応援助者養成研修の修了者を就労定着支援員として配置した場合に対象者全員に対しての加算
地域連携会議連携促進加算	1回につき 579 単位	関係機関との連携を強化し、個別の支援における協力機関とのケース会議を実施に対しての加算
就労定着実績体制加算	300 単位	過去6年間において指定就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合が前年度において100分の70以上として都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所において、指定就労定着支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

※上記単位×10円 ※就労継続支援B型は、障害福祉サービスの利用を行う際に必要な個別支援計画書に基づいて「重要事項説明書」に記載されているサービス内容を提供します。個別支援計画作成後、3ヶ月に1回以上定期的に

個別支援計画実施状況の把握を行い必要に応じて個別支援計画の変更を行います。変更については利用者とその家族に説明をし、文書により同意を求めます。利用者は、「重要事項説明書」に記載されている訓練等給付費対象サービス内容の料金（厚生労働大臣の定める金額。但し軽減等が適用あり。）の所定の利用者負担額を支払います。ただし、訓練等 給付費については、事業者が市町村から代理受領をした場合は、利用者は直接支払う必要はありません。